

報告第 5 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 損害賠償の額

9 万 7, 0 5 2 円

2 専決処分年月日

令和 4 年 8 月 1 0 日

(報告理由)

令和4年4月21日、市道中央巡回線と市道土与丸御菌宇線の交差点の横断歩道において、公用車と歩行者が衝突し、当該歩行者が左肘及び左膝を負傷し、並びに当該歩行者の衣服を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。